

尾張旭市監査公表第13号

平成30年3月30日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年4月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

教育委員会生涯学習課図書館

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ウォータークーラー及び自転車の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされず、物品出納員と協議を行うことなく廃棄している。</p> <p>尾張旭市物品管理規則第18条及び第19条に従い、物品出納員と協議を行ったうえで、売却、譲渡又は廃棄する必要がある。</p> | <p>指摘事項のとおり、備品の廃棄処分をする前には物品不用決定伺書を作成し、物品出納員と協議を行い、適切な事務を周知徹底することとした。</p> |